

令和6年度（2024年度）
鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度事業マニュアル

1 鎌倉市3R推進事業奨励金交付制度について

鎌倉市では、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進する事業を積極的に取り組む自治会・町内会に対して奨励金を交付しています。

(1) 対象団体

鎌倉市地域のつながり課作成の「自治会町内会長名簿」に記載されている自治会・町内会が対象です。

(2) 対象事業

本マニュアル2～4ページに記載の「3R推進事業」が対象です。

(3) 交付対象

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに、(2)に規定する事業を2つ以上実施した自治会・町内会に対して、奨励金を交付します。

なお、交付対象となるのは1事業につき1回のみで、4事業までが上限です。

(4) 3Rとは

天然資源が大切に使われ、環境への悪影響が少ない社会・循環型社会を構築していくための取り組みとその優先順位を表した言葉、「Reduce（リデュース）＝ごみの発生抑制」、「Reuse（リユース）＝ごみの再使用」、「Recycle（リサイクル）＝ごみの再生利用」のそれぞれの頭文字をとって、3Rといいます。

2 奨励金の交付を受けるための手続きについて

(1) 事業計画書の提出

ア 令和6年（2024年）6月28日（金）までに、「鎌倉市3R推進事業計画書」を提出してください。なお、提出期限までに間に合わない場合は、事務担当までご相談ください。

イ 計画書の提出後、対象事業の追加などの変更があった場合は、「鎌倉市3R推進事業変更計画書」を提出してください。ただし、実施予定月の変更など、軽微な変更の場合は不要です。「鎌倉市3R推進事業変更計画書」は、市ホームページで入手できます。

(2) 実績報告書の提出

事業を実施後、「鎌倉市3R推進事業実績報告書」を提出してください。なお、一部の事業については、事業内容の分かる資料の添付が必要です。また、提出時期は令和7年（2025年）2月末を予定していますが、改めてお知らせします。

3 奨励金の交付について

(1) 交付額

本マニュアル4ページのとおり、令和6年(2024年)4月1日時点の「自治会・町内会の世帯数を基準とした世帯数当たりの額」及び「事業の実施回数に応じた額」の合計を交付します。

(2) 交付方法

令和7年(2025年)5月末までに、実績報告書に記載の銀行口座に振り込みます。

4 対象事業

事業番号1 市職員を講師とし、自治会・町内会で実施するごみ施策等の説明会

○対象となる事業の内容

- ・市職員を講師とした、ごみ施策やごみの分別に関する説明会
- ・ごみ施策やごみの分別に関する説明動画の視聴 など

○説明会の申し込みは、ごみ減量対策課への電話又は窓口で受け付けいたします。

○計画書及び報告書の確認の都合上、令和6年(2024年)7月1日から令和7年(2025年)1月31日までの日程での御協力をお願いいたします。

○説明動画は、夏頃に公開予定です。公開後、改めてお知らせいたします。

事業番号2 自治会・町内会員による3Rに関する勉強会

○対象となる事業の内容

- ・自治会・町内会内でのごみの分別に関する意見交換会
- ・廃棄物減量化等推進員によるごみ減量に関する勉強会
- ・鎌倉市公式note(下記QRコード)を参考とした勉強会 など

○廃棄物減量化等推進員によるごみ減量に関する勉強会は、廃棄物減量化等推進員が講師となって、自治会・町内会向けに実施する勉強会などが対象です。市が開催する会合への出席のみでは、交付の対象になりません。



◀鎌倉市公式note「ナルホド事始め | そらうみまちきれい」
(<https://kamakura-city.note.jp/m/m85438a7c6f2b>)

事業番号3 3Rを推進するイベントに関する事業

○対象となる事業の内容

- ・マイ皿やマイカップを用いた行事の開催
- ・不用品交換会やフリーマーケットの開催
- ・体育大会でごみ分別競争や分別クイズなどを実施
- ・お祭りでごみの分別啓発コーナーの設置 など

○実績報告書を提出する際に、イベントの案内や体育大会のプログラムなど、事業内容の分かる資料の添付が必要です。

事業番号4 3Rを推進する独自の啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・ごみの分別に関する会報の回覧
- ・独自に作成したごみ出しカレンダーの掲示
- ・ごみに対する意識調査、実態把握等を目的としたアンケートの実施
- ・ミックスペーパー排出用の紙袋の回収ボックスの設置
- ・アルミ缶の自主回収 など

○掲示物については、掲示開始日が実施月日となります。

○実績報告書を提出する際に、会報やカレンダーの写しや事業に関するお知らせなど、事業内容の分かる資料の添付が必要です。

事業番号5 クリーンステーションに関する定期的な指導及び啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・ごみ出しのマナーが悪いクリーンステーションの見回り、指導
- ・ごみの分別間違いが多いクリーンステーションに正しい分別を啓発する張り紙を掲示
- ・クリーンステーションへの不法投棄に対する指導 など

○令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで、定期的に4回以上実施された事業が対象です。

○掲示物については、掲示開始日が実施月日となります。

事業番号6 生ごみの減量に関する勉強会及び独自の啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・家庭での生ごみ減量の工夫（生ごみの水切り、計画的な食料品の購入）に関する勉強会
- ・生ごみを家庭で処理する方法（土に埋める等）についての勉強会
- ・独自に作成した、生ごみ減量の方法について事例を取りまとめた資料の回覧 など

○生ごみの減量に関する勉強会は、**事業番号1**と同日に市職員が説明した場合、交付の対象になりません。

事業番号7 生ごみ処理機に関する勉強会及び独自の啓発事業

○対象となる事業の内容

- ・生ごみ処理機の利用者による使用方法についての勉強会
- ・自治会・町内会で作成した生ごみ処理機についての掲示物の掲示
- ・生ごみ処理機の利用者の感想をまとめたチラシの回覧
- ・自治会・町内会で使用している生ごみ処理機を用いた勉強会 など

○生ごみ処理機に関する勉強会は、**事業番号1**と同日に市職員が説明した場合は、交付の対象になりません。

対象外の事業

- 子供会や老人会による事業など、一部の自治会・町内会員のみが参加する事業
- クリーンデー（鎌倉市まち美化活動奨励金）における清掃活動など、清掃を目的とした事業
- 市や事業者が作成したパンフレットなど、自治会・町内会が独自に作成していない資料の回覧を目的とする事業
- 補助金の交付を受けたリユース食器の使用など、市の補助等を受けている事業。ただし、貸与を受けた生ごみ処理機を用いて勉強会等を行う場合は、交付の対象となりません。

5 交付金額

自治会・町内会の世帯数	奨励金の交付額	
	世帯割 (年額)	実施回数割 (1回あたり) ※交付の上限は4回まで
200世帯以下	10,000円	3,000円
201世帯以上400世帯以下	20,000円	
401世帯以上600世帯以下	30,000円	
601世帯以上800世帯以下	40,000円	
801世帯以上1,000世帯以下	50,000円	
1,001世帯以上1,200世帯以下	60,000円	
1,201世帯以上1,400世帯以下	70,000円	
1,401世帯以上1,600世帯以下	80,000円	
1,601世帯以上1,800世帯以下	90,000円	
1,801世帯以上2,000世帯以下	100,000円	
2,001世帯以上2,200世帯以下	110,000円	
2,201世帯以上	120,000円	